### 山辺町森林経営管理制度実施方針(実施計画)

令和4年4月 作成

### 1. 趣旨

山辺町森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」という。)は、山辺町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう山辺町が森林経営管理法に基づくその他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

# 2. 森林所有者意向調査について

# (1) 対象森林の考え方

## [現状と課題]

- ・山辺町の民有林の保有形態は、1ha 未満の林家が約7割と小規模な民有人工林が点在している。伐期齢に達していても、面的なまとまりが得られないため採算性が悪くなり素材生産には適さない森林も多い。また、面的なまとまりが得られる区域でも、所有者数の多さから、集約化や合意形成が困難な状況にある。
- ・北作・築沢・畑谷の3地区(作谷沢地区)では、面的にまとまりが得られる 民有人工林がある。意欲的な林家が比較的多く、見事に整備されたスギ林も多 くある。しかしながら、世代が変わり現在では山の手入れができる担い手が不 在となり、整備が途絶えた場所も多くある。
- (平成30年度から令和2年度にかけて実施した森林経営状況分析の結果、町内の民有人工林913ha(経営管理された森林を除く)の内、生産性が見込まれる森林93haは、すべて作谷沢地区の森林であった)
- ・林道は7路線・延長は約10kmあるものの、砂防ダム建設により廃道となった 個所や、林業衰退により維持管理が不十分な個所もある。

## [課題解決に向けての考え方]

- ・山辺町では森林経営管理制度の趣旨に沿って、意向調査の結果、町に管理を委ねるとする森林のうち、面的なまとまりが得られ生産性が見込まれる森林は、 集約化や合意形成を進め、素材生産活動を推進する。面的なまとまりや生産性が得られない森林は、水源林や防災減災の観点から、土壌保全や水源かん養機能に重点を置いた森林づくりを進める。具体的には、上層木を抜き刈りして下層植生の成長を促し(受光伐)、針広混交林に誘導する。
- ・集約化された区域が素材生産に適する林地であれば、素材生産活動が進められるように道路修理などのインフラ整備を行い、将来的に林産活動を持続的に行える環境整備を行う。

# (2) 対象森林面積等

山辺町内の民有人工林のうち航空写真(オルソ画像)より抽出した森林。

## ア. 意向調査対象として除外する森林

- ・公有林 (町有林、県有林など)
- 森林経営計画作成森林
- ・団体有林 (森林と緑の推進機構(旧山形県林業公社)造林地)
- ・やまがた緑環境税事業による整備森林(計画含む)
- ・規模が狭小な森林や道路からのアクセスが極めて困難な森林

#### イ 対象森林の絞り込み

- ・公有林や団体有林など既に経営管理された森林の情報を収集する。
- ・航空写真や森林簿情報をもとに民有人工林を抽出する
- ・抽出した人工林を次のように区分けする

経済林: 林齢、集約化面積、傾斜、道路からの距離、トラック搬入の確保性、土場の確保性などを総合的に判断し、木材生産活動が見込める森林

環境林:生産性は見込めないが、保育事業により優先的に森林環境を整え るべき森林

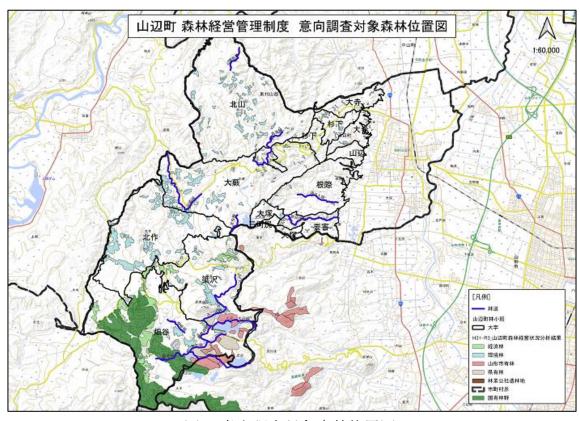


図1 意向調査対象森林位置図

## (3) 意向調査のスケジュール

- ・ 意向調査は令和3年から開始する。
- ・意向調査は経済林(航空写真など机上調査によって生産性が見込まれると考えられる森林)から進めることとし、その計画は表1及び図2のとおりとする。
- ・令和9年度以降の環境林区分の計画については、意向調査実施後、経営管理 権集積計画の作成等の作業も発生する。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、地区説明することも検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在町者は直接回収も検討する。

表 1 山辺町意向調査及び森林整備の中長期計画表

| 年度      | 1. 意向調査        | 2. 森林調査      | 3. 環境林整備   | 4. 経済林整備   |
|---------|----------------|--------------|------------|------------|
|         |                |              | (※2)       | (※1)       |
|         |                |              | (受光伐など)    | (搬出間伐など)   |
| 令和<br>3 | 築沢地区ほか33<br>林班 |              |            |            |
|         | 34 ha          |              |            |            |
| 4       |                | 簗沢地区ほか 33    |            |            |
|         |                | 林班           |            |            |
|         |                | 16 ha        |            |            |
| 5       | 畑谷地区 34·35     |              | 簗沢地区ほか33   |            |
|         | 林班             |              | 林班         |            |
|         | 48 ha          |              | 9 ha       |            |
| 6       |                | 畑谷地区 34·35 林 |            | 簗沢地区ほか33   |
|         |                | 班            |            | 林班         |
|         |                | 24 ha        |            | 7 ha       |
| 7       | 畑谷地区 15 林      |              | 畑谷地区 34·35 |            |
|         | 班など            |              | 林班         |            |
|         | 40 ha          |              | 12 ha      |            |
| 8       |                | 畑谷地区 15 林班   |            | 畑谷地区 34·35 |
|         |                | など           |            | 林班         |
|         |                | 20 ha        |            | 12 ha      |
| 9       | 畑谷地区           |              | 畑谷地区 15 林  |            |
|         |                |              | 班など        |            |
|         | 27 ha          |              | 10 ha      |            |
| 10      |                | 畑谷地区         |            | 畑谷地区 15 林  |
|         |                |              |            | 班など        |
|         |                | 14 ha        |            | 10 ha      |

| 令和 | 築沢地区       |                      | 畑谷地区     |          |
|----|------------|----------------------|----------|----------|
| 11 | 43 ha      |                      | 14 ha    |          |
| 12 |            | 築沢地区                 |          | 畑谷地区     |
|    |            | 20 ha                |          | 0 ha     |
| 13 | 北作地区       |                      | 築沢地区     |          |
|    | 95 ha      |                      | 20 ha    |          |
| 14 |            | 北作地区                 |          | 簗沢地区     |
|    |            | 45 ha                |          | 0 ha     |
| 15 | 大蕨地区       |                      | 北作地区     |          |
|    | 67 ha      |                      | 45 ha    |          |
| 16 |            | 大蕨地区                 |          | 北作地区     |
|    |            | 33 ha                |          | 0 ha     |
| 17 | 北山地区       |                      | 大蕨地区     |          |
| 11 | 56 ha      |                      | 33 ha    |          |
| 18 |            | 北山地区                 |          | 大蕨地区     |
|    |            | 28 ha                |          | 0 ha     |
| 19 | 大寺・杉下・要害ほか |                      | 北山地区     |          |
|    | 25 ha      |                      | 28 ha    |          |
| 20 |            | 大寺・杉下・要害             |          | 大蕨地区     |
|    |            | ほか                   |          |          |
|    |            | 12 ha                |          | 0 ha     |
| 21 |            |                      | 大寺・杉下・要害 |          |
|    |            |                      | ほか       |          |
|    |            |                      | 12 ha    |          |
| 22 |            |                      |          | 大寺·杉下·要害 |
|    |            |                      |          | ほか       |
|    |            |                      |          | 0 ha     |
| 計  | 435 ha     | 212 ha ( <b>※</b> 3) | 183 ha   | 29 ha    |

- ※1. 森林調査では、意向調査において「町に委ねる」とした森林に実際に入り 森林状況を調査する。本工程で森林経営管理対象の森林エリアを確定し、林況 に応じて環境林と経済林に区分けする。
- ※2. 搬出費用の補助として「美しい森林づくり基盤整備交付金」事業の活用を 想定し、当事業の申請には対象森林の抽出が必要であるため、前年度中に行う 森林調査にて地権者と合意形成を図り、対象となる面積を確定する。
- ※3. 他市町村の意向調査成果から、実際に町に管理を委ねるとする面積は5割

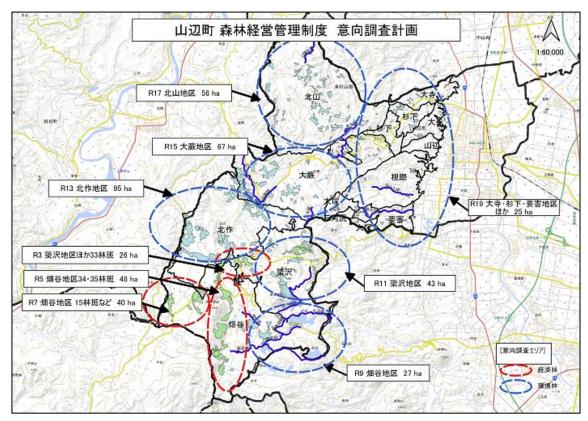


図2 山辺町意向調査計画

#### 3. 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・人工林の区分けが経済林の場合、現地調査の結果、林業経営に適すると判断 される場合には、林業経営体に紹介し、森林経営計画への誘導を推進する。 林業経営に不適と判断される場合は、水源維持や防災減災の観点で目標林系 を定め、山辺町が主体となって造林・保育を行う。
- ・人工林の区分けが環境林の場合、現地調査を行い水源維持や防災減災の観点 で目標林型を定め、森林経営管理権を設定して山辺町が主体となって森林整 備を行う。

#### 4. 森林経営管理制度の実施コストについて

・町が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、 森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費)は、森林環境譲与 税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

#### 5. その他特記事項

・対象森林や意向調査スケジュールについては随時見直しを行うとともに、見 直しの際には地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町 民が閲覧できるものとする。